

第6章 景観農業振興地域整備計画の検討における留意点

本町の魅力的な景観資源の1つに、サトウキビ畑に代表される農村景観（農業がつくり出す景観）がある。農村景観の保全・形成のためには、農業振興と景観づくりを同時に考える必要があり、その2つを同時に両立させる計画として、景観農業振興地域整備計画を策定することができる。

本町においては、産業構造や土地利用の状況、農地が形成する景観の特徴等を勘案すると、農業振興の方策に景観形成を戦略的に組み込むことで、観光農業や6次産業化等の新たな方策を付加し、農業振興と景観づくりの両立を目指すことに意義があると考えられる。

景観農業振興地域整備計画をつくるためには、景観計画の中に「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」を予め盛り込み、検討を進めていく必要がある。

以下に、景観農業振興地域整備計画の検討にあたっての留意点をまとめる。

1 景観農業振興地域整備計画を策定する意義・目的の整理

農地の形状・土壌等の自然条件や、農業生産状況といった本町の農業の特性を把握するとともに、農村景観の保全・形成に係る現状から将来にかけての本町の問題・課題をまとめ、本町が景観農業振興地域整備計画を策定する意義や目的を、関係者を交えて十分に議論し整理する必要がある。

2 八重瀬町らしい農村景観の将来像の設定

地域住民等との話し合いを通して、八重瀬町らしい農村景観の将来像（望ましい将来の姿）を思い描き、本町としての農業振興と景観形成に向けた取り組みを検討する必要がある。

3 自然環境の保全や文化の伝承等との一体的な取り組み

本町には、農業生産を支える豊かな自然環境が残っており、また、各地域には五穀豊穡を願う伝統芸能等の生活文化が息づいている。周辺の自然環境の保全や地域文化の伝承等と一体的な取り組みとして農村景観づくりを検討する必要がある。

4 地域住民、権利者、関係機関等との協議

農村景観の保全・形成は、地域住民、農業従事者や地権者等の権利者、JA や農業生産法人等の関係機関といった各主体の理解と協力を得ながら取り組む必要がある。

農村景観に関する各主体の意向を把握し計画に反映させるとともに、計画内容につい

6次産業化とは、農業や水産業等の1次産業が食品加工（2次産業）や流通販売（3次産業）にも業務展開する経営の多角化のことである。

での合意形成を目指す上で、住民説明会やワークショップ等の協議を重ねながら、農地を含む地域の景観づくりの問題点や課題の抽出等から検討を始める必要がある。

第7章 景観計画策定に向けた課題

本調査では、八重瀬町景観計画を策定するにあたっての基礎的資料として、景観資源の把握やその評価を行ってきた。本調査を受けて景観計画の策定に取り組んでいくこととなるが、今年度の作業で得た情報のみでは充分ではなく、さらなる景観資源の掘り起こしや地域住民の意向把握等を進めていくことが重要である。

以下に、景観計画策定に向けて取り組むべき課題を整理する。

1 地域住民の景観に対する意向把握

本調査では、景観写真展を通じたアンケートや関係団体ヒアリング等で住民の景観に対する意向把握を部分的に取り組んだが、地域住民の景観づくりに関する意向把握が未だ充分とは言えない。

今後は、幅広い層で構成する景観まちづくりワークショップや、対象規模を拡大したアンケート調査等を行い、景観に対する意向把握に取り組み、景観計画の方向性を見極める必要がある。

2 景観に関するボランティア団体の育成

本調査では、事務局とともに住民ボランティア組織の YKV48 が景観資源の発掘・評価を行ってきた。その YKV48 の活動が、今回限りの一過性のものになるのではなく、今後の景観計画策定や景観形成の取り組みに積極的に関わっていくことが望まれる。

今後は、YKV48 のようなボランティア団体の育成を図り、計画づくりや景観形成の実践等に向けた住民活動プログラムを準備する必要がある。

3 四季折々の景観資源の発掘

本調査は、調査期間が秋から冬にかけた限られた期間だったため、春や夏を含め、年間を通じた景観資源の把握には至っていない。

住民ヒアリング等から入手した情報を活用し、八重瀬町の四季折々の景観資源を発掘する必要がある。

また、時間帯（朝・昼・夕・夜）によって変化する景観資源についても、把握に努める必要がある。

4 地域住民や事業者の景観に対する意識・知識の向上

長い年月をかけて八重瀬町の良好な景観をつくり上げていくためには、地域住民や事業者の景観形成に対する理解・協力が不可欠である。

本調査と併せて、住民等の景観に対する意識啓発の取り組みとして八重瀬町景観写真展を開催した。今後も、景観の概念や景観づくりの重要性に関する理解と協力を促すた

めの意識啓発活動を継続する必要がある。

5 計画策定に関する地域への周知と合意形成

景観計画に盛り込まれる内容の中に、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項があり、地域住民や事業者から規制や制限に対する懸念が出てくるものと想定される。

景観計画（案）の内容については、住民説明会等を通して地域との協議を重ね、十分な周知を図り、地域が納得した形での合意形成を目指す必要がある。

6 策定中の都市計画マスタープランとの整合性

先行的に策定され、平成 23 年度よりスタートが予定される八重瀬町都市計画マスタープランとの整合を十分に図りながら、景観計画の基本方針や地域別計画を検討する必要がある。